

第 3 2 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

東大和市長 尾 崎 保 夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６３万円」を「６５万円」に改め、同条第３項ただし書中「１９万円」を「２０万円」に改める。

第３条第１項中「１００分の７．０９」を「１００分の７．０７」に改める。

第７条中「１００分の２．３６」を「１００分の２．３５」に改める。

第２３条第１項中「６３万円」を「６５万円」に、「１９万円」を「２０万円」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。